

第3回平取町議会定例会 (開 会 午後13時29分)

議長

只今より、本日の会議を開きます。只今の出席議員は10名で、会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定によって、11番櫻井議員と2番平村議員を指名します。

日程第2、議案第11号平成23年度平取町一般会計予算、

日程第3、議案第12号平成23年度平取町国民健康保険特別会計予算、

日程第4、議案第13号平成23年度平取町後期高齢者医療特別会計予算、

日程第5、議案第14号平成23年度平取町介護保険特別会計予算、

日程第6、議案第15号平成23年度平取町簡易水道特別会計予算、

日程第7、議案第16号平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、

以上、議案6件を一括して議題とします。平成23年度各会計予算については、予算特別委員会に付託して審査しておりますので、その結果について委員長に報告を求めます。4番千葉議員。

4番
千葉議員

それでは、予算審査特別委員会の報告書を読み上げます。平成23年第3回定例会において付託を受けました、平成23年度平取町各会計予算について、その審査経過と結果を会議規則第75条の規定により報告いたします。本委員会は3月4日全議員を持って設置され、当日議長の氏名推薦により委員長及び副委員長の選任を行いました。その後3月9日から町長及び担当課長の出席を求め、3月10日までの2日間に亘り、所管別に精力的かつ慎重な審査を重ねたところであります。審査にあたっては、提案された予算が住民ニーズを的確に反映しているか、限られた財源を効率よく配分されているか、公平であるか、また、今までの施策の評価や検証がきちんと行われているか等に主眼を置き、活発な質疑を行い、意見を述べ、議論を展開してきたところであります。こうした議論を踏まえての予算案は、昨日、本委員会において討論、採決が行われ、議案第11号から議案第16号までの、平成23年度平取町各会計予算については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定したものであります。なお、本委員会において出された意見、要望などは、いずれも現在の厳しい経済及び財政状況の下で、住民が町政に望む声でもあります。町長はじめ各執行機関におかれましては、率直に受け止め創意と工夫による予算の効率的執行を図り、複雑多様化する住民要望に的確に答え、信念と英断を持って新年度の町政推進にあたられるよう強く望むものであります。以上、申し添えまして審査結果の報告といたします。

議長

只今、予算審査特別委員会委員長より報告がありましたとおり、議案第11号から議案第16号までの平成23年度平取町各会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定したとの報告であります。質疑、討論を省略したい

と思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、質疑、討論は省略いたします。

日程第2、議案第11号平成23年度平取町一般会計予算について採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第2、議案第11号平成23年度平取町一般会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第12号平成23年度平取町国民健康保険特別会計予算について採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第3、議案第12号平成23年度平取町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第13号平成23年度平取町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第4、議案第13号平成23年度平取町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第14号平成23年度平取町介護保険特別会計予算について採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第5、議案第14号平成23年平取町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第15号平成23年度平取町簡易水道特別会計予算について採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、議案第15号平成23年度平取町簡易水道特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第16号平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計予算について採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第7、議案第16号平成23年度平取町国民健康保険病院別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 17 号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、議案第 17 号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては、平取小学校屋内体育館の耐震補強及び大規模改造を行うものでありまして、3 月 2 日に入札を執行いたしました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例に基づきまして、議会の議決を得ようとするものであります。工事名であります。平取小学校屋内体育館耐震補強及び大規模改造工事でございます。工事場所につきましては、沙流郡平取町本町 105 番地 6 であります。工事概要であります。壁耐震補強 4 箇所。これにつきましては、鉄骨中間のブレースを大きなものに入れ替えるものであります。ブレースというのは、木造建築で言う筋かいのようなものでございます。屋根耐震補強 16 箇所。これにつきましては、屋根鉄骨梁間のブレースを大きなものに入れ替えるものでございます。屋体棟 763 ㎡の設備を含む内外部改修でございますが、これにつきましては、サッシ、ガラス取替え、和式トイレを洋式に取替える。それから、照明器具を昇降式に取替える。屋根の暖房パネルを撤去、この屋根の暖房パネルというのは、当初建設した当時についていて古いものですが、現在は新しい赤外線パネルが付いてございます。浄化槽屋外配管の取替え等でございます。請負金額につきましては、6405 万円でございます。落札率につきましては、95.3%でございます。請負契約者、沙流郡平取町字紫雲古津 200 番地 5、日新建設株式会社代表取締役津川司様でございます。工期につきましては、平成 23 年 11 月 30 日でございます。以上、工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 8、議案第 17 号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決しました。

日程第 9、議案第 18 号工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

それでは、議案第18号工事請負契約の変更についてご説明いたします。このことにつきましては、平成23年第1回町議会臨時会におきまして、議決を得ました貫気別1地区頭首工工事請負契約の締結につきまして、契約内容に変更が生じたため地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、町議会の議決を得て、請負金額7539万円を7527万7千円に変更しようとするものであります。この減額部分11万3千円につきましては、固定石円形型枠の数量減などの設計当初と現場の不符号によるものとなっております。以上、工事請負契約の変更についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第18号工事請負契約の変更については、原案のとおり可決しました。

日程第10、発議第1号平取町議会会議規則の一部を改正する規則について議題とします。提案理由の説明を事務局長に行わせませう。事務局長。

事務局長

それでは、発議第1号平取町議会会議規則の一部を改正する規則について、その提案理由をご説明申し上げます。平取町議会の運営に関する基準の制定及び全国町村議会議長会が示している標準会議規則に基づいての条文整理並びに平成20年4月1日から施行されております自治基本条例に基づき会議規則の改正が必要となったのでこの度会議規則を改正するものであります。それでは、平取町議会会議規則の一部を改正する規則の新旧対照表にてご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧願いたいと思います。目次であります。第15条の次に第16章政策会議を加え、第16章議員の派遣及び第17章の補足を1章繰り下げるものであります。第1条、参集において招集日の次に当日を加えるものであります。第9条休日においては、日曜日及びを町のに改めるものであります。次に、第14条の動議の成立に必要な賛成者の数を第15条に、第15条の一事不再議を14条に改めるものであります。次に、第19条、事件の撤回又は訂正及び動議の撤回であります。議会の承認を要するを議会の許可を得なければならないに改めるものであります。次のページをご覧いただきたいと思ひます。第26条の見出しに、不在議員を加えるものであります。第

27条の見出しに、議場の出入口閉鎖を加えるものであります。第32条見出しに、選挙結果の報告を加えるものであります。第49条、発言の許可等がありますが、会議において発言しようとするものは、挙手して「議長」と呼び、自己の番号を告げ議長の許可を得て自席において起立して発言しなければならないに改めるものであります。次に、第59条第2項においては、一般質問の通告方法を定めているものであります。又は口頭でを削るものであります。次に、第60条、緊急質問等がありますが、緊急質問の動議を提出しを前条の規定に関わらずに改め、直ちにを削るものであります。次のページをお開き願いたいと存じます。現行、第61条にきましては、一般質問における質問回数について準用規定で定めていますが、一般質問における質疑回数の制限については、現在取り扱いは設けておりませんので、これを削り自治基本条例に基づいて第61条を説明員の反問として、本会議及び常任委員会、特別委員会に出席している説明員は、議員の質問に対して、論点、争点を明確にするため反問することができるを加えるものであります。次に、第62条の発言の取消又は訂正がありますが、議会の許可を得ての次に、自己のを加えるものであります。次に、第66条、委員外議員の発言がありますが、第2項において説明又は意見を削るものであります。次に、第90条、請願の委員会付託についてありますが、第3項において2以上の請願が提出されたものとみなすことができるを2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託するに改めるものであります。第96条、議長及び副議長の辞職についてありますが、第2項を前項の辞表の提出があったときは、その旨議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決めるに改めるものであります。次のページをご覧くださいと思います。第108条、懲罰の審査の関係がありますが、委員会に付託を省略して議決することはできないを、委員会に付託をしなければ決定することができないに改めるものであります。次に、第114条第1項の会議録は電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成し、当該会議録に記録する事項は、次のとおりとするに改め、第2項において会議録は、要点記録の方法によるものとするを削るものであります。次であります。第15章全員協議会の次に、第16章政策会議として、第117条政策会議があります。町政に関する重要な政策及び課題に対して、議会として共通認識を図り、政策立案及び政策提案を推進するため、政策会議を開催することができる。2項として、政策会議に関する必要なることは、議長が別に定めるを加えるものであります。第16章議員の派遣及び第17章補則を1章繰り下げるものであります。規則の方をご覧くださいと思います。規則の最後で、附則であります。この規則は、公布の日から施行するものであります。提出議員は、安田議員。賛成議員は、松澤議員、千葉議員、鈴木議員であります。以上であります。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、発議第1号平取町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決しました。

日程第11、意見書案第1号地域医療存続のための医師確保に関する意見書案の提出について、

日程第12、意見書案第2号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書案の提出について、

日程第13、意見書案第3号地域医療と国立病院の充実を求める意見書案の提出について、

日程第14、意見書案第4号道立衛生学院の存続を求める意見書案の提出について、

以上、4件を一括して議題とします。朗読については、省略いたします。

質疑を行います。質疑、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。日程第11、意見書案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、意見書案第1号については原案のとおり可決しました。

日程第12、意見書案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、意見書案第2号については原案のとおり可決しました。

日程第13、意見書案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第13、意見書案第3号については原案のとおり可決しました。

日程第14、意見書案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、意見書案第4号については原案のとおり可決しました。

本定例会に付されました、事件の審議状況を報告します。

発議1件で、原案可決1件、議案18件で、原案可決18件、報告3件で、決定3件、意見書案4件で、原案可決4件。

以上のとおりとなっております。以上で、全日程を終了しましたので、平成23年第3回平取町議会定例会を閉会します。ご苦労様でございます。

(閉会 午後13時54分)

閉会にあたり議長、町長及び定年退職職員より挨拶。